

北海道警察職員健康安全管理規程

北海道警察本部訓令第24号

平成14年12月25日

改正 平成17年3月31日警察本部訓令第11号、18年3月8日第4号、22年3月24日第4号、24年3月16日第5号、28年3月28日第14号

北海道警察職員健康管理規程（昭和58年北海道警察本部訓令第10号）の全部を改正する
北海道警察職員健康安全管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 健康安全管理体制（第4条 - 第13条）
- 第3章 健康管理（第14条 - 第23条）
- 第4章 雑則（第24条 - 第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察の職員（以下「職員」という。）の健康及び安全管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（所属長の責務）

第2条 所属長（北海道警察本部（以下「警察本部」という。）及び方面本部の課長（課長に相当する職にある者を含む。）北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の部長及び課長並びに警察署長をいう。以下同じ。）は、所属職員の健康の保持増進、安全の確保及び快適な勤務環境の形成に努めるものとする。

（職員の責務）

第3条 職員は、常に自己の健康の保持増進及び安全の確保に努めるとともに、健康管理及び安全の確保上必要な事項について、所属長、健康管理医その他健康管理の事務を担当する者から指示を受け、又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 健康安全管理体制

（総括健康管理者等）

第4条 北海道警察に総括健康管理者を置き、北海道警察本部警務部長をもって充てる。

2 総括健康管理者は、健康管理者を指揮し、健康管理に関する事務を統括管理するものとする。

3 北海道警察に副総括健康管理者を置き、北海道警察本部警務部警務課長をもって充てる。

4 副総括健康管理者は、総括健康管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときに、その職務を代理する。

（総括安全衛生管理者等）

第5条 法第10条の規定に基づき警察本部の総括安全衛生管理者は、北海道警察本部警務

部長をもって充てる。

- 2 総括安全衛生管理者は、法第10条第1項各号に定める事務を行う。
- 3 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第3条の規定に基づく警察本部の総括安全衛生管理者の代理者は、北海道警察本部警務部警務課長をもって充てる。

（健康管理者）

第6条 警察本部、警察学校、方面本部及び警察署（以下「部署」という。）に健康管理者を置き、警察本部にあつては厚生課長、警察学校にあつては庶務部長、方面本部にあつては警務課長、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

- 2 健康管理者は、法第12条第1項の衛生管理者又は法第12条の2の衛生推進者（以下「衛生管理者等」という。）を指揮し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 健康障害を防止するための措置に関すること。
 - (2) 衛生のための教育の実施に関すること。
 - (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - (4) 職務に起因する災害の原因の調査及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、健康管理に必要な事項に関すること。

- 3 警察本部及び方面本部の健康管理者は、当該方面管内の健康管理者の事務を統括するものとする。

- 4 部署に副健康管理者を置き、警察本部にあつては厚生課次席、警察学校にあつては庶務課長、方面本部にあつては理事官、警察署にあつては副署長をもって充てる。

- 5 副健康管理者は、健康管理者を補佐し、健康管理者が不在のときに、その職務を代理する。

（衛生管理者等の選任）

第7条 部署に、衛生管理者等を置く。

- 2 健康管理者は、別表第1の基準により衛生管理者等を選任するものとする。
- 3 健康管理者は、衛生管理者等を選任し、又は解任したときは、速やかに衛生管理者・衛生推進者選任（解任）報告書（別記第1号様式）により総括健康管理者に報告しなければならない。

（衛生管理者等の職務）

第8条 衛生管理者等は、健康管理者の指揮を受け、第6条第2項各号に掲げる事務について具体的な処理を行うものとする。

- 2 衛生管理者等は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、勤務環境又は衛生状態に有害のおそれがあると認めるときは、直ちに、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（衛生担当者）

第9条 健康管理者は、衛生管理者等の事務を補助させるため、必要により衛生担当者を置くことができる。

（健康管理医）

第10条 部署に健康管理医を置き、警察本部に置く健康管理医には医師である常勤の職員を、警察学校、方面本部及び警察署に置く健康管理医には医師の資格を有する者をもつ

て充てる。

- 2 警察学校、方面本部及び警察署に置く健康管理医の任免等に関する必要な事項は別に定めるものとする。
- 3 健康管理医は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための医学的措置に関すること。
 - (2) 長時間勤務による健康障害防止のための面接指導（法第66条の8第1項に規定する面接指導をいう。第15条において同じ。）の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための医学的措置に関すること。
 - (3) ストレスチェック（法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための医学的措置に関すること。
 - (4) 衛生教育及び健康教育、健康相談その他健康の保持増進を図るための医学的措置に関すること。
 - (5) 健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
- 4 健康管理医は、前項各号に掲げる事務について、職員の健康を確保するため必要があると認めるときは、健康管理者に対して勧告し、又は衛生管理者等若しくは保健師に対して指導し、若しくは助言することができる。
- 5 健康管理医は、健康管理者から、健康診断の結果及び第18条の規定による申請又は第19条の規定による決定を受けている者（勤務管理の区分が平常で、かつ、医療管理の区分が観察不要の者を除く。以下「指導区分該当者」という。）に対する指導に関して意見を求められたときは、健康管理者に対して助言するものとする。
- 6 法第13条の規定に基づく産業医は、職員数50人以上の部署に置く健康管理医をもって充てる。

（総括健康管理医）

第11条 警察本部に総括健康管理医を置き、警察本部の健康管理医をもって充てる。

- 2 総括健康管理医は、前条第3項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 健康管理医間の連絡調整に関すること。
 - (2) 健康管理指導区分の判定に関すること。
 - (3) 指導区分該当者に対する指導に関すること。

3 総括健康管理医は、前項第2号及び第3号に掲げる事務について、必要に応じ総括健康管理者に対して意見を述べることができる。

（健康審査委員）

第12条 健康管理上適切な措置を講ずるため、警察本部に健康審査委員若干名を置き、その任免等に関する必要な事項は別に定めるものとする。

- 2 総括健康管理者は、次に掲げる事項に係る医学上の専門的知識による判断が必要な健康審査（以下この条において「審査」という。）を、健康審査委員に対して健康審査要請書（別記第2号様式）により要請するものとする。
 - (1) 健康管理指導区分の判定に関すること。

(2) 指導区分該当者の勤務内容の適否に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指導区分該当者に対する指導に関すること。

3 健康審査委員は、審査に当たっては当該職員に係る診断書その他の資料により行うほか、当該職員を診察の上、審査することができる。

4 健康審査委員は、審査を行ったときは、その結果を健康審査意見書(別記第3号様式)により総括健康管理者に答申しなければならない。

(精神保健医)

第12条の2 職員の精神保健に関し必要な措置を講ずるため、警察本部に精神保健医を置き、その任免等に関する必要な事項は別に定めるものとする。

2 精神保健医は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 心の健康相談に関すること。

(2) 心の健康教育その他職員の心の健康の保持増進のための措置に関すること。

(3) 心の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

3 精神保健医は、前項各号に掲げる事務について、必要に応じ、健康管理者又は衛生管理者若しくは保健師に対して指導、若しくは助言することができる。

4 精神保健医は、健康審査委員を兼ねることができるものとする。

(健康委員会)

第13条 部署に、健康委員会を置く。

2 健康委員会の組織は、別表第2のとおりとする。

3 健康委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 健康障害の防止に関すること。

(2) 健康の保持増進に関すること。

(3) 職務に起因する災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

4 職員数50人以上の部署に置く健康委員会は、法第18条の衛生委員会を兼ねるものとする。

5 健康委員会の運営に関し必要な事項は、総括健康管理者が別に定める。

第3章 健康管理

(健康診断の種類)

第14条 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、結核健康診断、特別健康診断、臨時健康診断その他総括健康管理者が定める健康診断とする。

(健康診断等の実施)

第15条 健康診断、長時間勤務による健康障害防止のための面接指導及びストレスチェックは、総括健康管理者の定めるところにより実施するものとする。

(健康の保持増進)

第16条 総括健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、総括健康管理医と連携し、保健指導、健康相談その他の健康教育を実施するとともに、疾病の早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(健康管理個人フォルダー)

第17条 健康管理者は、職員が新たに採用されたときは、健康管理個人フォルダー(別記第4号様式)を作成し、以後、健康診断の記録等をこれに収納し保管するものとする。

(指導区分の申請)

第18条 所属長は、健康診断の結果又は職員からの申出により、健康に異常があると認める職員を発見したときは、当該職員に係る医師の診断書等並びに当該職員の勤務内容及び勤務の強度等に関する資料（以下これらを「判定資料」という。）によるほか、必要により健康管理医の意見を聴取した上で、別表第3の健康管理指導区分及び指導基準により当該職員の健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を判定し、健康管理指導区分申請書（別記第5号様式）に判定資料を添付して総括健康管理者に申請するものとする。

(指導区分の決定等)

第19条 総括健康管理者は、前条の規定による申請を受けたときは、総括健康管理医の判定を勘案して別表第3の健康管理指導区分及び指導基準により当該職員の指導区分を決定し、その結果を健康管理指導区分決定通知書（別記第6号様式）により当該所属長に通知するとともに、健康管理指導区分通知書（別記第7号様式）により当該職員に通知するものとする。

(指導区分の変更等)

第20条 指導区分該当者は、指導区分の変更を希望するときは、健康管理指導区分変更願（別記第8号様式）に医師の診断書等を添付して所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による願い出を受けたとき、又は健康診断の結果、指導区分の変更を必要とする職員を発見したときは、必要により健康管理医から意見を聴取した上で、別表第3の健康管理指導区分及び指導基準により当該職員の指導区分を判定し、健康管理指導区分申請書に判定資料を添付して総括健康管理者に申請しなければならない。

3 前条の規定は、指導区分を変更する場合について準用する。

(指導区分該当者に対する指導)

第21条 所属長は、常に、指導区分該当者の病状の把握に努めるとともに、別表第3の左欄に掲げる指導区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める指導基準により、当該指導区分該当者に対し、適切な指導を行わなければならない。

2 衛生管理者等及び保健師は、指導区分該当者の主治医等と緊密な連絡を保ち、常に、指導区分該当者に対する療養生活又は勤務方法の指導又は助言に努めるとともに、その状況を健康管理業務記録簿（別記第9号様式）に記録の上、随時、健康管理者に報告するものとする。

(感染症の措置)

第22条 職員は、自己又は同居者が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症であって、その疑いがあるものを含む。以下同じ。）にかかり、都道府県知事から、健康診断若しくは入院の勧告又は就業制限の通知を受けたときは、直ちにその旨を所属長に届け出なければならない。

2 所属長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに感染症患者発生報告書（別記第10号様式）により総括健康管理者に報告しなければならない。

3 所属長は、その管理する庁舎、寮その他の施設において、感染症が発生したときは、

前項と同様の措置を執らなければならない。

- 4 所属長は、第1項の職員又は同居者が、都道府県知事から就業制限を解かれ、又は退院したときは、速やかに感染症患者転帰報告書（別記第11号様式）により総括健康管理者に報告しなければならない。

（方面本部長の専決）

第23条 削除

第4章 雑則

（記録の送付）

- 第24条 健康管理者は、職員が異動により転出した場合は、健康管理に関する記録を当該転出先の健康管理者に送付するものとする。

（記録の保存）

- 第25条 健康管理者は、別に定めるところにより、健康管理に関する記録を保存しておかなければならない。

（秘密の保持）

- 第26条 健康管理事務に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その事務に従事しなくなった後も、また、同様とする。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の北海道警察職員健康管理規程（以下「改正前の訓令」という。）第28条の規定により指導区分の決定を受けている者及び第30条の規定により所属観察の決定を受けている者は、この訓令による改正後の北海道警察職員健康管理規程第19条の規定による同相当の指導区分の決定を受けたものとみなす。ただし、これにより難しい場合は、総括健康管理者が別に決定するものとする。
- 3 改正前の訓令の規定により作成された健康管理に関する職員の個人記録については、当分の間、保存し、襲用するものとする。

附 則（警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（警察本部訓令第14号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令施行の際現に存するこの訓令による改正前の北海道警察職員健康安全管理規程別記第5号様式、別記第6号様式、別記第8号様式及び別記第11号様式の内紙は、こ

の訓令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

別表、別記様式省略